

四日市市長職務代理者規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月5日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第62号

四日市市長職務代理者規則の一部を改正する規則

四日市市長職務代理者規則（昭和59年四日市市規則第2号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>（市長の職務を代理する副市長の順序）</p> <p>第2条 法第152条第1項の規定により、市長に事故あるとき、又は欠けたとき、その職務を代理する副市長の順序は、次のとおりとする。</p> <p>第1順位 <u>副市長 藤井信雄</u></p> <p>第2順位 <u>副市長 市川典子</u></p> | <p>（市長の職務を代理する副市長の順序）</p> <p>第2条 法第152条第1項の規定により、市長に事故あるとき、又は欠けたとき、その職務を代理する副市長の順序は、次のとおりとする。</p> <p>第1順位 <u>総務部を担当する副市長</u></p> <p>第2順位 <u>他の1人の副市長</u></p> |
| <p>（市長の職務を代理する職員）</p> <p>第3条 法第152条<u>第3項</u>の規定により市長の職務を代理する職員は、総務部長<u>の職にある職員</u>とする。</p> | <p>（市長の職務を代理する職員）</p> <p>第3条 法第152条<u>第2項</u>の規定により市長の職務を代理する職員は、総務部長とする。</p> |

附 則

この規則は、平成30年10月6日から施行する。

（総務部総務課）